

別紙④

職員厚生業務等委託プロポーザル審査基準

- 1 業者選定の方法は、プロポーザル方式（公募型）を採用する。
- 2 プロポーザルの審査は、職員厚生業務等委託審査委員会（以下「委員会」という。）が行い、市長が委員会の審査結果をもとに受託者を決定する。
- 3 応募資格がある者のうち、参加の意向を申し出た者（以下「応募者」という。）から提出された企画提案書と委員会が実施する応募者によるプレゼンテーションの結果を勘案し、応募者ごとに次の項目に対し評価点を算定する。
 - (1) 職員厚生業務等についての基本的な考え方
 - ① 業務に関する専門性を確保し、時期的に集中する業務への迅速な対応が可能であること。
 - ② 業務の推進に伴う課題を把握し、的確に解決できること。
 - (2) 業務を行うことができる能力・経験の有無
 - ① 職員厚生業務等委託仕様書に基づき業務を継続して安定的に確実に履行する能力があること。
 - ② 官公庁において同様の業務受託実績があり、経験者を有していること。
 - (3) 業務の実施体制
 - ① 業務推進のための役割分担が明確にされていること。
 - ② 担当者の勤務体制や人員確保のシステムが確立されていること。
 - ③ 不測の事態が生じた場合の危機管理体制が確立していること。
 - (4) 業務を改善・維持する能力及び実行能力
 - ① 担当者の能力向上に向けた体制が確立されていること。
 - ② 指揮命令系統が確立されていること。
 - (5) 個人情報保護に関する対応能力
 - ① 個人情報の取扱いに関する研修が設定され、取扱方針が確立されていること。

評価項目	配点
(1) 本業務を受託するにあたっての基本的な考え方（見積りの妥当性）	30点
(2) 本業務を行うことができる能力・経験の有無	60点
(3) 本業務の実施体制（方針・組織・危機管理等）	60点
(4) 業務を改善・維持する能力及び実行能力	30点
(5) 個人情報保護に関する対応能力	30点

4 総合評価は、各委員の評価点の合計によるものとする。

各応募者の企画について、委員会の各委員（6名）は、評価項目(1)～(5)につき、それぞれA評価～E評価の5段階評価を行い、配点に係数を乗じた数を評価点とする。

係数はA評価が1.0、B評価が0.8、C評価が0.6、D評価が0.4、E評価が0.2とする。各評価項目の配点は以下のとおりとし、6名で210点満点とする。なお、提案内容が一定の基準を満たす必要があるため、126点を最低基準点とする。

評価項目	配点	係数				
		A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
(1) 基本的な考え方（見積の妥当性）	5	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2
(2) 本業務を行う能力・経験の有無	10	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2
(3) 本業務の実施体制	10	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2
(4) 業務を改善・維持する能力	5	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2
(5) 個人情報保護に関する対応能力	5	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2

5 総合評価が最高点である応募者を一位事業者とし、必要な協議の上、契約を締結するものとする。最高点が複数出た場合は、委員会委員の投票にて決定する。一位事業者と本市の間で、委託業務に関して必要な協議が合意に至らない場合は、順次審査結果上位事業者と協議を行うものとする。